

享保期における三河吉田藩の町裏支配

橘 敏 夫

はじめに

正徳2年(1712)7月、下総国古河7万石の松平信祝は、三河国吉田への所替を江戸幕府から命ぜられ、同年11月2日に前藩主の牧野成央から領地を引き継いだ。以後、享保14年(1729)2月に大坂城代を命ぜられて遠江国浜松に移るまでの約17年間、吉田藩主であった。当該期における吉田藩主の動静、藩財政の悪化と、その原因となった連年の災害や凶作、こうしたなかでの藩役人等の不正、職制の変更等、様々な展開があったことは、『豊橋市史』第2巻に詳しい⁽¹⁾。筆者も、拙稿「三河吉田藩における畑方請免の導入」で⁽²⁾、吉田藩が正徳4年から畑方請免を試行し、享保2年になり対象村々を拡大したことについて検討したことがある。

この時期は、幕府の将軍在位では、第7代家継と第8代吉宗の時代である。短命で終わった家継時代はさておき、吉宗時代はいわゆる享保改革で知られ、研究成果の蓄積は十分すぎるほどである⁽³⁾。

改革中の享保6年10月17日、吉田藩において郡奉行のもとで農政を担当する地方役所が、領内村々から吉田城下に向けての強訴事件について、参加者を戸締めという軽い処分にしたうえで、徒党類似行為等を禁止する、という出来事があった⁽⁴⁾。これについて、見城幸雄氏は改革の一環である流地禁止令と

の関連を指摘したうえで、禁令そのものは、享保6年12月に立法されたのち、翌7年4月に公布され、吉田藩領への伝達が5月6日であったことを挙げ、立法以前の質地騒動の発生を想定する一方で、強訴の内容が不明であるとして速断を戒めている⁽⁵⁾。

このほかでは、諸大名に上げ米を命じる代償として参勤期間を1年から半年に緩和した上げ米の制がある⁽⁶⁾。発令されたのは享保7年7月のことで、これにより在国期間は1年半に延長となり、藩政に少なからず影響したと予想される。幕政改革と藩政との関係を検討する材料のひとつとなろう。

そこで、小稿では享保改革が進行中である時期における吉田藩の領内支配を紹介し、その特色を明らかにする。その際に対象とするのは、吉田城下の外延に所在する場所、史料で「町裏」と呼称される地域である。見城氏が指摘したように⁽⁷⁾、この町裏とは城下町整備の際に吉田方の地域内に吉田町と羽田・野田・三相・吉川・馬見塚の五ヶ村、以下吉田方五ヶ村と総称、を逐次成立させた結果、羽田地・野田地・三相地・馬見塚地等が町裏通りに取り残され、同地の住民や寺院が本村に所属させられた場所である。

表1は、吉川利明氏が紹介した羽田野敬雄『吉田方羽田村綜録』附録(明治5年)に含まれる「安政元年寅改町裏軒数」を基に、町裏の入り組み状況を整理したものである⁽⁸⁾。

表1 町裏の入り組み状況(安政元年12月調査)

町裏名	入り組み地
中瀬古	羽田地 曲尺手地 神明領 龍拈寺借家
畑中	羽田地 野田地 船町地
清水	羽田地
西宿	羽田地 馬見塚地
中柴	羽田地 三相地
御堂裏	羽田地 野田地 馬見塚地 魚町地 指笠町地 砲六町地
神明前	羽田地 野田地 魚町地 利町地 手間町地 砲六町地
西町	羽田地 上伝馬町地
談合宮	仁連木地 猿屋ハ除く
新銭町	外二天王領
妙円寺前	馬見塚地

出典 豊橋市中央図書館蔵 羽田野敬雄「吉田方郷羽田村綜録」附雑記(明治5年)。

中瀬古という町裏には4か所、御堂裏・神明前にはそれぞれ6か所の所属地が入り組んでいた。ただこの「寅改」めは、嘉永7年(1854)11月4日に発生した地震の被災調査であったから、損傷を免れた場合は対象外になるという事情があることに注意する必要がある。

町裏については、筆者も拙稿「三河吉田の『ええじゃないか』騒動」のなかで取り上げた⁽⁹⁾。そこでは、狭義の吉田城下、すなわち吉田二十四町＝吉田宿ではなく、これに接する村々と町裏をも含んだ広義の吉田城下という地域概念を設定したことがある。

寺院と町裏の関係を宝永2年(1705)の宗門人別帳から挙げると⁽¹⁰⁾、浄土宗観音寺の所在地は「吉田町裏馬見塚村地内」と表記されている。同様な事例に、高田宗願成寺・禅宗西光寺・同喜見寺・日蓮宗妙円寺がある。なお、同帳の差出人は、「馬見塚村肝煎 佐次兵衛」「同町裏肝煎 市郎兵衛」「同村庄屋権内」であり、本村庄屋が1名、肝煎(組頭)は本村・町裏で各1名という体制であった。

以後、極端な入り組み、すなわち錯綜という特徴を有する町裏の実態を明らかにしながら、支配の動向について検討することにしたい。

1 町裏の支配

正徳3年(1713)6月28日、松平信祝は藩主として初めて吉田に入った。新領地の事情について家臣から説明を受けたことだろう。藩主の動静との関係が不明ながら、同じ6月に渥美郡馬見塚村の本村住民が村役人に対し、「当春被為仰付火消書付組合」について、吉田とその近在における火災時の出動に関する請書を提出した⁽¹¹⁾。この請書は、史料の保存状態が悪く、文意が通じないところがあるが、火災発生を知らせる書付が到着次第に消火活動に当たることを求めているようである。

「大河内家譜」によれば⁽¹²⁾、在府中の松平家は、前任地の古河藩主時代から火災発生を知らせる奉書により、防火のために出動している。吉田藩主になっても同様で、信祝は入部直前の正徳2年12月朔日、「夜半自下谷辺出火、依家継公命奉書到来、柳原辺防止之」、同3年3月16日にも「自下谷三枚橋辺出火、奉書到来、屏風坂下町・御具足町・山崎町防止之」というように出動した。

さて、吉田入り後の藩主信祝は実際に領内を巡回した。その際、「殿様 御通之節被仰出候趣」があり、7月23日に地方役所は馬見塚村の本村と町裏を含む管轄下の渥美組村々に対し、「殿様被 仰出候趣之覚」を申し渡した⁽¹³⁾。その内容は、藩主巡回の際は古河同様に道路の片脇に平伏すること。屋敷・町在を夜間巡回する際でも提灯は不要なこと。農業・諸商売の従事者は笠を取ることが原則とするが、支障が発生する場合は必要ないこと。巡回時に不必要な人員の出役を命じないこと、である。

正徳4年3月25日、町裏住民が本村の馬見塚村庄屋に対し、2か条からなる請書を提出した⁽¹⁴⁾。第1条には、他領への養子・嫁入手続きをこれまで通り遵守することが記され、第2条には、町裏の居住形態について規

定されていた。

覚

(第1条略)

一唯今迄ハ町裏地借・家借・店借、心儘
ニ致し来候得共、向後者家替仕候共奉
願上ケ、両方之証文等取替し、慥成請
人之取、其支配所々に差置申様ニ可
致旨、此度被 仰出候間、急度相守可
申候、町裏之儀、上之様無御心元被為
思召、此度改別而被仰付候間、違背申
間鋪候御事、

右之通堅被 仰付、急度相守可申候、若
相背申もの於有之者、当人者不申上ル、
五人組迄如何様之曲事ニ茂可被 仰付候、
為後日之証文仍而如件、

正徳四歳午三月廿五日

(差出人・宛所略)

すなわち、これまで無制限であった町裏に
おける地借・家借・店借について、貸主と借
主の双方が契約書を交換するとともに、その
際には保証人をたてること、書類を支配所で
保管すべきことが命ぜられた。「上之様無御
心元被為思召」、すなわち藩主の町裏支配に
対する気掛かりが発令動機だ、とある。

藩主信祝は、正徳4年7月6日に吉田を發
ち、江戸へ向かった。参勤を終え、翌5年6
月27日に国元に戻った。表2に吉田藩主時
代の参勤交代を示した。7月参勤、翌年6月
交代を基本に、移動に一週間前後の日数を要
している。

享保3年(1718)3月24日、地方役所は
管轄村々に対し、「大工・木挽・たかや・か
や屋ねふき・板屋根ふき」の有無について、
緊急の問い合わせを刻付廻状で発した。これ
に対して馬見塚村役人は、該当者がいない旨
を一旦は返答しようとしたが、次のような報
告書を提出した⁽¹⁵⁾。

覚

一大工式人 町裏 四郎次
同断 伝兵衛

表2 吉田藩主松平信祝の参勤交代

年 次	江 戸	吉 田
正徳3年 (1713)	6月22日 →	6月28日
〃 4年	7月12日 ←	7月 6日
〃 5年	6月19日 →	6月27日
享保元年 (1716)	7月12日 ←	7月 5日
〃 2年	6月19日 →	6月25日
〃 3年	7月 7日 ←	7月 1日
〃 4年	6月21日 →	6月27日
〃 5年	7月 5日 ←	6月27日
〃 6年	3月27日 →	4月 4日
〃 7年	7月 1日 ←	6月25日
〃 8年	3月27日 →	4月 5日
〃 9年	9月 1日 ←	8月25日
〃 10年	3月26日 →	4月 3日
〃 11年	9月 2日 ←	8月25日
〃 12年	3月29日 →	4月15日
〃 13年	9月 7日 ←	8月25日

出典『豊橋市史』第2巻(豊橋市、昭和50年)の表56
松平信祝の参勤交代一覧を転載。原史料は「大河内家譜」。

一か屋葺仕候 同断 孫十郎

右者当村地内町裏に地借にて罷在候処
ニ、兼而御作事小屋より被 仰付相勤
申候と申候御事ニ御座候、依之書付を
以申上候、以上、

(享保3年)
戌三月廿六日 (差出人・宛所略)

馬見塚村の町裏には、地借の大工と萱葺き
職人がいた。御作事小屋で御用をつとめてい
たことが、書類の再作成につながったのであ
ろう。

さらに9月29日、郡奉行が管轄村々に対し、
「大工・木挽・萱屋・張付師・左官・板屋上
葺・萱屋上葺・杣取」の有無について問い合
わせた際の報告書には、「町裏大工 伝兵衛・
四郎次、萱屋上葺・左官 長太夫」を書き上
げた⁽¹⁶⁾。左官を兼業する職人の居住形態は
不明であるが、町裏に職人層が滞留していた
ことを指摘しておこう。

享保4年正月7日、地方役所は吉田方五ヶ
村に対し、本村所属地ごとに家数を併記した
絵図を作成するように命じた⁽¹⁷⁾。

覚

其村地内惣町裏何ノ村支配、何町裏こと々々(く)絵図(取)ニいたし、家数ともニ相記し、指出シ可被(申)□候、尤せこ所と□に委細ニ書記し出し可被申候、以上、
(享保4年)正月七日 (差出人・宛所略)
(世古)「せこ」とあるように、狭い路地に面した場所についても正確な情報を要求している。絵図を必要としたのは、実際の位置情報により、入り組みの実態を正確に把握しようとの意図があったからであろう。

享保4年(1719)3月24日、地方役所は吉田方五ヶ村に対し、紺屋町地内における自村の所属地の有無について問い合わせた⁽¹⁸⁾。紺屋町は吉田二十四町のうち、裏町十二町のひとつである。

其村々ニ紺屋町之地内有之候哉、地内有之候村ハ、明朝四つ時可被参候、一神明前組頭参候様、羽田村より可被申付候、一馬見塚村縁付願、先達而不申渡と覚候、願之通り相濟候、左様ニ可被相心得候、且又清水ニ其村地内有之由、其所より御供廻り御中間ニ出候者有之ハ、受状之儀申参候間、旁明朝四つ時忝人可被参候、

右急之義候間、左様可被相心得候、以上、
(享保4年)三月廿四日 (差出人・宛所略)

さらにここでは、羽田村地内の町裏「神明前組頭」に対し、本村庄屋から出頭を伝達すること。馬見塚村地内の町裏「清水」における武家奉公の希望者について、その手続を伝達すること、を付け加えた。表1において、町裏の清水に馬見塚地がみえない理由は既述した。

このように、本村庄屋の指示下、町裏組頭が末端の村方支配に関わっていたことは明かであるが、典型的な例を挙げておく。享保4年9月29日、地方役所は本村庄屋に対し、町裏組頭を同道して出頭するように

命じた⁽¹⁹⁾。

覚

一其村々地内町裏組頭共、用事有之候間、召連可被参候、尤明朝四つ時役所迄銘々印判持参可有之候、別而気遣成義ニて無之候、此手紙留より可返候、以上、

(享保4年)九月廿九日 (差出人略)

瓦町 新銭町

(吉田方五ヶ村略)

右村々庄屋中

享保6年正月13日、地方役所は吉田方五ヶ村と新銭町・花ヶ崎村・瓦町に対し、「別紙帳面之通火本并博奕等之義、別而被仰出候間、村中・町裏迄急度可被申付候」と命じ、庄屋・組頭・町裏組頭の請印を求めた⁽²⁰⁾。

覚

一火之元之儀、随分念を入、昼夜無油断火之元廻り被 仰付、奉畏候、一博奕之義、兼停止被 仰付候へとも、弥以一銭之諸勝負無之様ニ被 仰付候、奉畏候、町裏銘々申付、印形取置申候、則組頭共印形取、指上申候、一於町裏借家借シ仕候義、下請判人吟味仕、かし可申旨被 仰付、奉畏候、尤行衛不知者ニ一夜之宿も仕間敷候、勿論縁者之外、宿かし仕間敷候、為其証文如斯御座候、以上、

享保六年丑正月

(羽田村脱) 六郎兵衛 (外3名略)

同村地内 庄三郎 (外7名略)

のた 弥惣左衛門 (外2名略)

同町裏 七兵衛 (外3名略)

三相 庄三郎 惣右衛門

(柴)中芝 弥吉

これは一部の村々が提出した請書で、第3条では、町裏の借家賃貸に際して保証人を調査すること、一夜貸しの禁止を命じている。羽田村の村名記載が脱落している。請印の順番は、羽田村の本村庄屋・組頭と「同村地内」

町裏組頭、野田村の本村庄屋・組頭と町裏組頭、三相村の本村庄屋・組頭と町裏「中芝」組頭である⁽²¹⁾。

享保6年8月23日、地方役所は瓦町・新銭町・花ヶ崎村と吉田方五ヶ村に対し、町裏を対象とした牢人帳記載者を除き、過去に武家奉公の経験があった場合でも帯刀を禁止することを命じた⁽²²⁾。

其村々地内町裏之内、只今迄牢人帳ニ書出し候分者格別、御家中若党奉公より引込、又者御足輕相勤、御暇取引込候者共ニ、刀さゝせ申間敷候旨被仰付候、不限何ニ牢人帳ニ書出候様吟味いたし、刀指不申様急度可申付候、右之趣町裏組頭共へも可被申渡候、以上、
(享保6年)
 八月廿三日 (差出人・宛所略)

牢人帳という一種の住民台帳については発見されていないので、どこまでの情報が記載されていたのかは不明であるが、町裏が、こういったタイプの人物たちの居住地であったこと、武家奉公人の供給地であったことがわかる。

町裏の居住形態や住民に対する規定がくりかえされる。享保6年9月、花ヶ崎村庄屋は吉田方五ヶ村に対し、庄屋・組頭と町裏の「松山組頭」が署名する請書の雛形を村継した⁽²³⁾。

差上申一札之事

一諸事請合判形仕間敷候、若無扱者ニ被頼、印形等仕候ハ、庄屋・五人組迄相断、其上町内之者共相談之上判形可仕候、

一当町より町内へ借家替仕候共、庄屋方へ相断可申候、

右之通少も違背仕間敷候、仍一札如件、

年号月日

たれ印

たれ

たれ

右之通銘々申付、小門判形取差上申候、以上、

花ヶ崎村庄屋 孫三郎
 同組頭 たれ
 同村地内松山組頭 たれ

これに応じ、吉田方五ヶ村でも請書が作成されたであろう。ここでは、押印という行為が安易になっていることを戒め、庄屋・五人組に相談すべきこと、地内の町裏から吉田町に借家替える場合は、庄屋に届けることを命じている。

享保9年8月10日、地方役所は本村に住みながら町裏に入り組んでいる竈数につき、寺社との関係をも考慮して調査するように新銭町と吉田方五ヶ村に命じた⁽²⁴⁾。

其村々百姓町裏ニ入組居申候竈数、尤寺社之数書付、今日八つ時迄之内、庄屋持参可被申候、書様左之通

覚

何村地内

何寺

何宮

百姓竈

何十三軒

右ハ吉田町何町と入組申候、

何村地内

何寺

何宮

百姓竈

何十何軒

右之通書付持参可被申候、先月見分申候ニ付、引合見申候間、今日八つ時迄ニ書付持参可被申候、以上、

(享保9年)

八月十日

(差出人・宛所略)

ここでは、地方役所が実施した「先月見分」との照合が示されている。これが原因か、村側の調査結果提出が遅れた。そこで地方役所は8月11日、羽田村・野田村・馬見塚村に催促状を發した⁽²⁵⁾。

此間申渡候町裏百姓家入組ニ地境之義承候者有之候間、明朝五つ時又々早々急御用ニ候間、刻限無相違可被参候、

以上、

八月十一日 (差出人・宛所略)

前述した享保4年正月7日のような絵図も用意させる調査が例年のことであるかは不明であるが、「地境」という語句からすれば、同様に絵図が必要とされたことが予想される。

2 防火対策

吉田藩の江戸上屋敷は享保6年(1721)3月3日に類焼した。藩主信祝は在府中で、下屋敷に移動したが、火災による生活不便が幕府から認められ、通例より早く4月4日に吉田に戻った。

類焼直後の3月8日、地方役所は管轄村々に対し、郡奉行への御機嫌窺いを命じ、同月17日には上屋敷再建費用として新金80両の御用金上納が認められた、と伝えた⁽²⁶⁾。書類上は村々の発意のように見受けられるが、誘導があったことを疑いたい。

こうした状況下では、防火は喫緊の課題となったであろう。享保6年閏7月9日、地方役所が管轄村々に対し、「打続風吹候間、火之元入念可申付候由被 仰付候間、随分無油断火之元入念可被申付候」と命じた際、宛所において新銭町と吉田方五ヶ村を別立にし、「右村々へ者町裏之義、別而火之元之義可被申付候」と念押しした⁽²⁷⁾。町裏に対する防火が関心事となったのである。

享保6年8月18日、馬見塚村役人は地方役所に対し、「此度巖敷被仰付候火之元大切ニ夜番増番等付置、堅相勤候様ニ被為 仰付、其上胡乱成者見付候ハ、早速搦捕御注進申上候」とする請書を提出した⁽²⁸⁾。これは、町裏がある本村馬見塚村に対するものであるが、夜番の増員に加え、「胡乱成者」に対する措置が注目点である。普通、不審者と判断してしまうが、捕縛・注進を要求するのは放火を視野に入れているからであろう。

翌日の8月19日、野田村庄屋は同役に対

し、吉田藩役人の巡回を通知した⁽²⁹⁾。本村と同様に、町裏でも夜番を配置していたが、増員を命ずるのではなく、吉田藩から昨夜は同心、今夜からは馬廻が町裏の防火のために出役することを「内証」、すなわち内密に伝える、とある。

^(ママ)
夕部御同心様方、町裏火ノ廻り御出被成候、今夜より御馬廻之内より替ル々々町裏御廻り被成候由、御内証御座候、夜番之者時分入念相勤候様ニと被仰付候、左様御心得可被成候、此段私方より各々様へ申遣し候との御事御座候、以上、

^(享保6年)
八月十九日 野田村 弥惣左衛門
羽田村 吉川村
三相村 馬見塚村
右村々御庄屋衆中

この同心は地方役所に属する郷同心であろう。ただしこの通知は、実は地方役所が手配したようで、それが「此段私方より各々様へ申遣し候との御事」という表現であろう。交代で巡視する馬廻は、「火之廻御馬廻」と呼ばれる専任の防火担当者である⁽³⁰⁾。

藩主信祝は享保7年7月朔日に出府したが、同年から享保改革の一環である上げ米の制が発令され、在府期間が半年に短縮された。これにより、翌8年からは、交代の時期がこれまでの6月から3月に早まり、参勤が7月から9月と遅くなった。

享保8年4月5日から同9年8月25日まで、藩主信祝は在国となった。その間の享保9年2月10日、地方役所は新銭町と吉田方五ヶ村、その他の町裏のない村々38か村に対し、防火を指示した。ここでも吉田方五ヶ村には、町裏における対策の重要性を指摘した⁽³¹⁾。

火之元之義、随分念入可申候由被 仰付候、村々昼夜共ニ火之元大切ニ相守可被申候、吉田方ハ別而町裏念入可被申候、以上、

^(享保9年)
二月十日 (差出人・宛所略)

こうした一般的な防火対策もある一方、気象条件に応じた例もある。降雨不足による乾燥状態のもとでのものである。享保9年6月27日の地方役所からの指示には、万全を期すことを命ずるとともに、寺社方への徹底、「火之番所」の設置を促す一方で、注目すべき追加項目があった⁽³²⁾。

覚

一打続照候ニ付、火之元之義別而大切ニ可仕候、万一出火等仕候もの有之候ハ、庄屋越度可被仰付候間、随分入念候様ニ村中大小之百姓、此度寺社方へも相達し可被下候、尤昼夜火之番所設可被申候、

一此度被 仰出候通うろんなる者徘徊いたし候ハ、押置、早々注進可有之候、

一村中并町裏人柄悪敷もの有之ハ、早々注進可有之、若左様候もの有之候ヲ隠置候ハ、庄ヤ・組頭ハ勿論、五人組之者迄急度可被 仰付候間、此旨相守可被申候、

一博奕之義、兼而被 仰付候通急度相守可被申候、以上、

右之通村々ニ而写置候而、右相守可被申候、以上、

(享保9年)
六月廿七日 (差出人・宛所略)

これは、新銭町・森田新田・瓦町と吉田方五ヶ村に対する申渡で、そこでは、「うろんなる者」の身柄確保とその通報、本村・町裏における「人柄悪敷もの」の通報と隠避の禁止を命じている。対象者の違いは、前者が「徘徊」、すなわち住所不定であり、後者が住民というものであろう。最後の博奕禁止とともに治安条項である。

冬の季節風が吹き続ける時節、地方役所は防火のために夜間巡回を実施していたが、6月27日に命じた「火之番所」が未設置となっている村々があった。そこで享保9年10月24日、地方役所は花ヶ崎村と吉田方五ヶ村に対し、番所設置のうえでの徹底した防火を

命じた⁽³³⁾。

覚

一風時ニ罷成候間、町裏火之本稠敷相勤候様ニ可被申付候、明晩も役人相廻候処、^(F)今番屋等も不作、番等相勤不申候由不届ニ存候、早々番所作り、火之本稠敷相勤候様可被申付候、段々火之本之義被仰付候、油断無之様可被 申付候、此廻状早々廻し留りより可被返候、以上、

(享保9年)
十月廿四日 (差出人・宛所略)

この時期には藩主信祝は在府となっていたが、留守中の出火は重大案件となり得る。特に強風となりやすい冬季を迎えるとあってはなおさらである。

3 町裏支配の強化

享保10年(1725)4月3日、藩主信祝は吉田に戻った。翌年8月25日までは在国である。帰国早々は、領内村々役人や寺社との面会等⁽³⁴⁾、様々な恒例行事が重なったことだろう。5月21日、地方役所は、支配替えを理由として、これまでの申渡をまとめて再令した⁽³⁵⁾。その前提には、町裏がある飽海村・吉田方五ヶ村・花ヶ崎村・瓦町・新銭町について、町裏の住民が家業や耕作に専念していない、という認識があり、博奕のための人集めや徒党類似行為の禁止、防火努力をことさらに要求している。

飽海村

談合宮

猿屋

飽海町之内

羽田村地内

中世古

^(柴)中芝

清水

神明前

御堂裏

西宿
 称名院前
 畑中
 野田村地内
 町裏
 三相村地内
 町裏
 吉川村地内
 町裏
 馬見塚村地内
 町裏
 花ヶ崎村地内
 町裏入組
 瓦町
 新銭町

右町裏へ入組候村々并町裏共ニ御百姓遊候、此地借り・家借り・店借等迄、人柄ハ不及申、家業・耕作随分相慎、尤前々より申渡候御法度之趣、別而博奕人集、又ハ徒党をむすひ疎計かましき義無之様ニ相守可申候、火之元義ハ朝・暮心を附可申候、

一前々より地借・家借・店借之もの、出生之在所承届、慥成請合を取、家業聞届、人柄相改指置ニ而可有之と存候、此以後弥入念、右之義相改、少ニ而も御法度之筋欠ケ、或は右之趣其之内改後レ、其筋より不宜事茂出来候ハ、地主・大屋可為越度候、一万一其場所々々等おるて□あやしき儀、或は不宜もの有之候ハ、其所之庄ヤ・組頭、尤本村之庄屋・組頭へひそかに相達、庄屋・組頭随分相改、其以後此方へ可申達候、不宜もの有之、隠置候而ハ、庄ヤ・組頭并其組合之者共、可為越度候、勿論本人之儀も急度越度可申付候、

一此方よりも日々ひそかに人附置候間、其場を不捨置、嚴鋪吟味可申候条、兼而人々心掛ケ可申候、

一寺社方之儀、是又前々より段々吟味等申達置候趣、此以後被入念候様に可被申通候、万一承知御筋有之、此方より及其沙汰ニ候ハ、畢竟益筋存候間、兼而被相慎候様ニ大小之寺社方并門前迄其分被申達候様ニ可被致候、

一右之町裏、入組候町裏共ニ、近日別紙之通人別相改、家業書載可被指出候、尤寺社方迄書載可被申候、

一追放もの并所立退き候ものハ勿論、逐電もの、欠落もの等、立帰候ニ茂其所不指置様ニ申付置候、尤脇より右之趣之もの参候而致着、後日茂指置不申様ニ、是又申付置候、以今其趣相守可申と存候、向後弥指置不申様ニ随分入念可申候、万一隠置於露頭ハ急度可申付候、

右之通急度相守可申候、先々より申付置候事ニ候得共、此度支配替有之ニ付、猶又申付候、先規之通相守、少も不宜もの有之候ハ、庄屋・組頭・五人組頭并組合之もの共立会、相談之上、其所ニ指置不申様ニ可致候、然者不宜もの共外へ存外之難義懸ケ候様成筋相聞候得共、万一不所存之者有之、庄ヤ・組頭等之申分をも合点不致時は、右之趣程ニ糺不申候ハ、不相叶事茂可有之候ニ付、兼而申付置候、其上にも不承知之もの有之候ハ、可申出、隠置此方より承出し、或ハ後日露頭におゐては、本人ハ不及申、庄屋・組頭・五人組迄急度可申付候、以上、

享保十年巳五月

(奥書・差出人・宛所等略)

具体的には、①地借・家借・店借については、出生地を記載した証明書を提出させ、家業を申告させて人柄を確かめる。少しでも違犯行為があった場合は、地主・大屋の責任とする。②不審者、遵法精神のない人物につい

ては、町裏役人から本村役人に通報して実状を調査したうえで地方役所に報告する。隠避した場合は村役人と五人組、本人の責任とする。③地方役所からも内密に担当者を派遣しているの、嚴重に警戒すること。④寺社方は従来通りを基本とするが、さらなる注意喚起を通知すること。⑤近日中に別紙で示す家業を記載した人別帳を作成すること。その際には寺社を含める。⑥追放・立退・逐電・欠落に該当する人物の帰還は認めない。隠避が発覚した場合は、嚴重に処罰する、というものであった。

この申渡の反応は早速表面化した。享保10年6月朔日、地方役所は上記申渡の対象村々に仁連木村・小池村を加えたうえで、町方からの退去者に対しては、借宅や一夜の宿泊禁止を命じ、そのためには家並ごとに調査するように要請した⁽³⁶⁾。

町方より立退候もの茂有之哉之由、先日申渡候通り左様之もの決而借宅之儀ハ勿論、一宿成共為致申間敷候、以後、万一右頼之趣□□之者越度可申付候間、随分家並吟味可被申候、以上、

(享保10年) 六月朔日 (差出人・宛所略)

享保11年5月13日、馬見塚村の町裏33名・4か寺、本村57名・2か寺は、請印を済ませ「御法度被 仰渡印形帳」を作成した⁽³⁷⁾。その内容は町裏を対象としたもので、住民が「所々より集り居候」者で、「了簡別々」であることを挙げている。前掲の申渡で言えば地借・家借・店借に該当しよう。

馬見塚村地内町裏

御堂裏

清水瀬古

右惣而町裏之者共、兼而申付置候御法度之儀ハ勿論、別而博奕人集等之儀、決而無之様相慎可申候、若聊茂其筋相聞候歟、或者此方より改出候筋等於有之ハ、段々遂吟味、急度申付方有之候、一惣而徒党をむすひ候義ハ勿論、惣躰

公事、或者出入事等之義有之節、他より了簡を添候而、内々ニ而取鎮メ候様ニ仕候而さへ、相互ニ滞義有之、訴出候様に成ものニ候、然所ニ却而強ク申あらずい候様ニ取持候輩茂有之様ニ聞及候、左様之儀決而可有之義に無之候、若此以後公事訴訟等有之節、其本人申口狂候而、右取持之ものと有之様ニ成義、聊も相聞候ハ、吟味之上、公事之本人よりハ其取持候もの御科重ク可申付候、尤兼而左様之筋骨之候段、承知候もの有之候ハ、親子・兄弟たり共、猶以其外之親類・縁者、又ハ相店・近隣、或ハ其相談相手ニ而も於申出ハ、其段上迄申上候而、其筋ニ随ヒ、御褒美被下候様ニ可申達候、若隠置外より於露頭ハ、本人同罪ニ可被 仰付候、右之趣町裏之儀者、所々より集り居候ものニ候間、人々了簡別々ニ可有之と存ルニ付、此度申渡置候、向後急度相守可申候、以上、

享保十一年午五月 長塩左五平

長坂庄左衛門

三輪十郎兵衛

右村々

庄屋 中
組頭

右被 仰渡候趣奉畏候、町裏中不残申渡急度相守候様ニ可仕候、尤判形取置可申候、此上少茂相背候もの御座候ハ、何分ニも可被 仰付候、以上、

五月

町裏組頭

市右衛門

孫十郎

馬見塚村組頭

源太郎

組頭

馬ノ右衛門

庄屋

平内次

右之通先達而当 御役所様江被召寄、証文差上ケ置申候間、随分堅相守候様ニ兼而御心得可被成候、依之何茂印形

取候間、披見被致候而印判可被成候、
以上、

午五月十三日 馬見塚村庄屋
組頭
(奥書・差出人・宛所略。
町裏で請印した差出人
だけは表3に整理)

すなわち、徒党を含む公事・出入等の紛争の際、外部からの思惑で鎮静化ではなく、事を大きくしようとする人物がいるようだ。そうした場合は、当事者より重く罰する、というものである。請印者をその順番にしたがって整理した表3から、馬見塚村の町裏組頭が御堂裏(1)(2)・指笠町・西町で1名、清水世古で1名という地域別の2名体制だったことがわかる。

ここで示したのは、馬見塚村地内の町裏に対するものである。当然、それぞれの町裏でも同様の申渡があったことであろう。

おわりに

以上、広義の吉田城下を含むべきだと筆者が主張する町裏について、享保期中頃を中心に検討した。ここでは、幕府の享保改革における上げ米の制を意識して、参勤交代との関係、すなわち藩主松平信祝の在国を意識する記述を行った。要約と課題を示して結びとしたい。

町裏の特徴は、本村から離れた場所が複数か所に飛地として存在することであった。こうした状況が、領内支配という観点から、シンプルな形で整理されなかった理由は不明である。新たに吉田藩主となった松平信祝は、これを所与として対応した。入部早々の領内巡回を経た正徳4年(1714)3月25日の請書に表明されていた藩主信祝の町裏に対する気掛かりは、地借・家借・店借という住民の居住形態であった。

吉田二十四町の居住形態が未解明であるか

表3 馬見塚村地内町裏の請印者

所在地と人数	所在地と人数
御堂裏(1) 2名	清水せこ 13名
指笠町 2名	
西町 1名	
御堂裏(2) 13名	
町裏組頭 孫十郎	町裏組頭 市右衛門

出典 愛知大学総合郷土研究所蔵 三河国渥美郡馬見塚村渡辺家文書「御法度被 仰渡印形帳」(享保11年5月)。

ら比較できないが、これまでは「心儘ニ致来」とある。おそらく、町裏については手続きが法制化されていなかったであろう。正徳4年3月に保証人や契約書の保管が義務づけられたが、享保6年(1721)9月の花ヶ崎村から村継された一札から判断すると、厳格には守られていなかったようである。

町裏の住民には、大工・萱屋根葺・左官といった職人、主家を離れた牢人、若党・足軽等の武家奉公経験者が確認できた。特に牢人については、牢人帳という、いわば住民台帳が存在したようである。

町裏の支配は、地方役所の管轄下、本村庄屋の指示をうける町裏組頭が担当した。馬見塚村では、当初の1名から地域別の2名に増員された。その時期については不明であるが、享保11年5月の請書では、本村組頭も同様に2名に増員されている。地方役所の指導であろう。

地方役所は、絵図を付した家数調査、牢人帳の作成、竈数調査を実施した。調査を繰り返したのは、実態把握が困難だったためであろう。住民の移動が頻繁だったことが原因かもしれない。

防火については、藩主信祝の入部早々に火消書付組合が設置されたようだが、詳細は不明である。江戸幕府の大名火消のひとつ、奉書火消を思い起こさせる。実際に、松平氏は江戸において奉書到来により、防火に出動しているからである。

防火対策の強化は、享保6年3月の江戸上

屋敷類焼がきっかけであろう。ひとつの側面として町裏における宅地化の進展が予想されるが、享保元年(1716)11月11日、馬見塚村役人が地方役所に対し、同村の「田方式拾石程、御馬屋より田町神明前町裏ニ御座候場所」の収穫米につき、「悪米」であっても年貢米として認められるように出願しているから⁽³⁸⁾、耕作地の存在も視野に入れなければならず、今後の課題である。

防火対策は、夜番の増員と不審者の取締りが中心であるが、町裏に対しては吉田藩からも郷同心に加え、火の廻馬廻が出勤した。まるで町裏が重点防火地域のようなのである。藩主信祝の在国中であることからくる徹底ぶりのようであるが、火の番所を設置しない場所があり、地方役所の催促をうけた。本村からの指示が十分に行き届かないためであろう。

享保6年8月18日に「胡乱成者」に対する条文があらわれたが、同9年6月27日には、「うろんなる者」・「人柄悪敷者」の確保・報告や博奕禁止とセット化された。直接的な防火に加え、これを利用して複数の治安対策法を搦めたのである。これらは、ほとんど藩主信祝の在国期間中のことであった。

次の在国期間中には、町裏支配が2段階で強化された。享保10年5月に町裏に対し、これまでの申渡をまとめて再令した。その内容は、既述したように広範で、家業記載の人別帳提出と一体になっていた。翌11年5月には、本村毎に個別に町裏を指定した申渡を行った。その内容は、町裏の住民が寄せ集めで、考え方がそれぞれ違うことから、平穩であるべきものがそのまま終わらないというものであった。それはまるで、町裏に対する藩主信祝の苦慮する姿を浮き彫りにするかのようである。

註

- (1) 『豊橋市史』第2巻(豊橋市、昭和50年)。特に、第3章吉田藩の支配、第1節中期の吉田藩主と領内の動向、1松平(大河内)信祝とその時代、および第2節吉田藩の藩制4領内支配機構。
- (2) 拙稿「三河吉田藩における畑方請免の導入」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第55輯(愛知大学、平成22年)所収。
- (3) ここでは、大石慎三郎『享保改革の経済政策』(御茶の水書房、昭和36年)、辻達也『享保改革の研究』(創文社、昭和38年)を挙げるにとどめる。
- (4) 『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留2(愛知大学、昭和55年)232～233頁。以下、同書は御用留2と略す。
- (5) 同上書「解題」32～33頁。
- (6) 山本博文『参勤交代』(講談社現代新書、平成25年)第1章参勤交代の歴史、3上米の制と参勤交代。
- (7) 『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』貢租1(愛知大学、昭和52年)「解題」6～7頁。
- (8) 吉川利明「分地と町裏」『東海地域文化研究』(名古屋学芸大学短期大学部、平成17年)63～65頁。ただし、書目の引用が不正確であるので、作表にあたって訂正した。
- (9) 拙稿「三河吉田の『ええじゃないか』騒動」『愛知大学総合郷土研究所紀要』第63輯(愛知大学、平成29年)所収。
- (10) 『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』戸口(愛知大学、昭和60年)28～30頁。
- (11) 愛知大学総合郷土研究所蔵三河国渥美郡渡辺家文書「[]仰渡之[]」(A-1481、マイクロロール61)。以下、同史料群名は渡辺家文書と略す。
- (12) 「大河内家譜」、『豊橋市史』第6巻(豊橋市、昭和51年)623～624頁。享保2年正月25日には、「三丸火之番」を命ぜられている(同書625頁)。
- (13) 前掲註(11)渡辺家文書「殿様被 仰出候趣之覚」(B-1073、マイクロロール96)、「馬見塚村証文帳」(A-33、マイクロロール1)。
- (14) 同上「覚」(B-1198、マイクロロール100)。
- (15) 『三州渥美郡馬見塚村渡辺家文書』御用留1(愛知大学、昭和54年)200頁。以下、同書は御用留1と略す。
- (16) 同上287頁。

(12)

享保期における三河吉田藩の町裏支配

- (17) 同上 326 頁。
- (18) 同上 350 ～ 351 頁。
- (19) 同上 430 頁。
- (20) 前掲註 (4) 御用留 2、118 頁。
- (21) 羽田村地内で 8 名が請印している。表 1 や後述する享保 10 年 5 月の申渡から、羽田村の町裏は 8 か所であるので、それぞれの町裏組頭である。
- (22) 前掲註 (4) 御用留 2、218 ～ 219 頁。
- (23) 同上 224 頁。
- (24) 前掲註 (11) 渡辺家文書「万書込日記」(A-1247、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-1 No.190 ～ 192。
- (25) 同上「万書込日記」(A-1247、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-1 No.194 ～ 195。
- (26) 前掲註 (4) 御用留 2、131・134 ～ 135 頁。
- (27) 同上 197 ～ 198 頁。
- (28) 同上 216 ～ 217 頁。
- (29) 同上 218 頁。
- (30) 「新法抜書 全」『豊橋市史』史料篇 3 (豊橋市役所、昭和 37 年) 195 頁。
- (31) 前掲註 (11) 渡辺家文書「万書込日記」(A-1247、マイクロリール 44)、紙焼ファイル 44-2 No.426 ～ 428。
- (32) 同上「万書込日記」(A-1247、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-1 No.97 ～ 99。
- (33) 同上「万書込日記」(A-1247、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-1 No.278 ～ 280。
- (34) 翻刻されている享保 6 年の場合は、前掲註 (4) 御用留 2、143 ～ 144 頁。
- (35) 前掲註 (11) 渡辺家文書「万書込日記帳」(A-1248、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-2 No.542 ～ 555。発令の日付は仁連木村庄屋の奥書による。
- (36) 同上「万書込日記帳」(A-1248、マイクロリール 45)、紙焼ファイル 45-2 No.567 ～ 568。発令の日付は仁連木村庄屋の奥書による。
- (37) 同上「御法度被 仰渡印形帳」(A-45、マイクロリール 2)。
- (38) 前掲註 (15) 御用留 1、141 ～ 142 頁。